

令和7年3月臨時

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和7年3月19日（水）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁西庁舎 3階 防災対策室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ③ 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④ 議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の改正について
- ⑤ 議案第4号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について
- ⑥ 議案第5号 四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について
- ⑦ 議案第6号 令和7年度教育行政方針について
- ⑧ 議案第7号 令和7年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 校区外就学にかかる部活動状況報告について

7 その他

- ① 今後の予定について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和7年3月19日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和７年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和７年●月●日付け６●●●第６７８号により●●●●教育委員会に協議する。

- [illegible]

区域外就学の承諾基準 No.●●●●●●●●

- 8 専決処分を行った理由
 ●●●●●●●●●●●●●●●●、できるだけ早期に行うべきと判断したため。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 1 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●日付けで、●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●● から
●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意
見を求める。

令和7年3月19日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 児童生徒名 | ●● ●● ●学校 第●学年 |
| 2 | 保護者氏名 | ●● ●● |
| 3 | 現住民登録地 | 四万十町 ●●●●●●●●●● |
| 4 | 就学指定校 | ●●●学校 |
| 5 | 就学希望校 | ●●●学校 |
| 6 | 期 間 | 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 |
| 7 | 事 由 | |

A diagram consisting of three horizontal rows of solid black circles. The top row contains 20 circles. The middle row also contains 20 circles. The bottom row contains 16 circles, followed immediately by a small subscripted number '9'.

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 2 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和7年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の
意見を求める。

令和7年3月19日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● ●●●●●●●

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 3 号

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の改正について

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する訓令

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱（令和 4 年四万十町教育長訓令第 1 号）を次のように改める。

別表教育上の配慮の部 10 の項中「(年度ごとの申請が必要)」を「(部活動継続の確認が必要)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に、承認又は承諾した就学指定校変更又は区域外就学についても、この訓令の規定を適用する。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後		改正前																														
○四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱 令和4年1月7日教育長訓令第1号 (略) (承認及び承諾基準) 第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。 (略) 別表 (第2条関係) 就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準		○四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱 令和4年1月7日教育長訓令第1号 (略) (承認及び承諾基準) 第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。 (略) 別表 (第2条関係) 就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準																														
<table><tr><th>事由</th><th>承認・承諾の基準</th><th>承認・承諾期間等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教育上の配慮</td><td>10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）</td><td>中学校のみ卒業まで <u>(部活動継続の確認が必要)</u></td></tr><tr><td></td><td>11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合</td><td>教育委員会が認める期間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等	(略)	(略)	(略)	教育上の配慮	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで <u>(部活動継続の確認が必要)</u>		11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>事由</th><th>承認・承諾の基準</th><th>承認・承諾期間等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教育上の配慮</td><td>10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）</td><td>中学校のみ卒業まで <u>(年度ごとの申請が必要)</u></td></tr><tr><td></td><td>11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合</td><td>教育委員会が認める期間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等	(略)	(略)	(略)	教育上の配慮	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで <u>(年度ごとの申請が必要)</u>		11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間	(略)	(略)	(略)
事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等																														
(略)	(略)	(略)																														
教育上の配慮	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで <u>(部活動継続の確認が必要)</u>																														
	11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間																														
(略)	(略)	(略)																														
事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等																														
(略)	(略)	(略)																														
教育上の配慮	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで <u>(年度ごとの申請が必要)</u>																														
	11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間																														
(略)	(略)	(略)																														

【改正の理由】

現在、就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を承認又は承諾した場合は、卒業するまでとしうえて、年度ごとの申請が必要としており、このことは、承認又は承諾した部活動が継続されていることと今後も継続意向があることを確認するためです。

現状では、年度末に部活動が継続されていることを各中学校に確認しており、承認又は承諾の通知書には「申請事由に変更が生じた場合は必ず報告すること」、「申請事由が消滅したときは承認又は承諾を取り消す場合があること」、「引き続き同校への就学を希望する場合は再申請が必要なこと」を明記しています。

このため、年度ごとの申請は必要ないという判断により、改正しようとするものです。

議案第 4 号

四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条に基づく四万十町立小中学校薬剤師を下記のとおり変更し委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

変更前

十川小学校、十川中学校の薬剤師

のむら ひろゆき
野村 泰之

変更後

十和小学校、十和中学校の薬剤師

たなか ひろむ
田中 大夢

変更日（委嘱する日）

令和 7 年 4 月 1 日

参 考

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） 【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

令和7年度 四万十町小中学校 校医・歯科医・薬剤師一覧

2025. 4. 1現在

学 校 名	校 医	歯 科 医	薬 剤 師
	内 科		
仁 井 田 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	イシモト カツミ 石元 克実	オカジマ チサ 岡島 千紗
影 野 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	イシモト カツミ 石元 克実	オカジマ チサ 岡島 千紗
七 里 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
米 奥 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
窪 川 小 学 校	イシカワ サトシ 石川 哲	ヤノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤノ タミヨ 矢野 民代
川 口 小 学 校	ヒラタ アヤコ 平田 紋子	コバタ ケイゾウ 小畠 啓三	タカハシ ヒロキ 高橋 弘季
東 又 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	ナガヤマ クミコ 長山 久美子	タカハシ ヒロキ 高橋 弘季
窪 川 中 学 校	ヒラタ アヤコ 平田 紋子	コバタ ケイゾウ 小畠 啓三 ナガヤマ クミコ 長山 久美子 ヤノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤノ タミヨ 矢野 民代
田 野 々 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
北 ノ 川 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
大 正 中 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
十 和 小 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	ドイ アキヒト 土居 詔人	タナカ ヒロム 田中 大夢
十 和 中 学 校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子	ドイ アキヒト 土居 詔人	タナカ ヒロム 田中 大夢

議案第 5 号

四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について

四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱第 2 条第 1 項に基づき、四万十町文化的景観整備管理委員会委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

職名	氏 名	住 所	備 考
委員	西 山 穩	●●●●●	再任
委員	松 島 朝 秀	●●●●●	〃
委員	竹 内 幸 喜	●●●●●	〃
委員	竹 本 英 治	●●●●●	〃
委員	松 本 琢 史	●●●●●	新規
委員	中 津 吉 弘	●●●●●	新規

任期 ： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

参 考

■ 新たに委員とする者の氏名等

住 所	●●●●●●
氏 名	松本 琢史（まつもと たくじ）
推薦理由	一級建築士の資格を有しかつ歴史的建造物の専門家である高知へリテージマネージャーの登録者である。過去に町内で文化的景観に関する業務に従事した経験があり、文化財に対する知識等が豊富であるため適任と考える。

住 所	●●●●●●
氏 名	中津 吉弘（なかつ よしひろ）
推薦理由	令和6年度より四万十町文化財保護審議会委員長として、町内の文化財の保存・活用にご尽力いただいている。元高校の社会科教職員として勤務していた経験があり、文化財に対する知識等が豊富であるため適任と考える。

四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱

平成23年8月8日
教育長告示第2号

（設置）

第1条 文化的景観の保存と景観行政の円滑な推進を図るため、四万十町文化的景観整備管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、学識経験を有する者で全ての案件に関わる6人以内の常任委員と、国及び地方公共団体の職員、地元住民の代表等で個別の案件に関わる特別委員をもって組織し、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 委員会には、常任委員の互選により委員長と副委員長を置く。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

5 オブザーバーとして関係する国及び県の職員に委員会への出席を求めるものとし、必要に応じてその他の関係者もオブザーバーに加えることができるものとする。

（任期）

第3条 常任委員の任期は2年とし、再任されることができる。

2 特別委員の任期は、個別の案件に関わる審議を行う期間とする。

(会議)

第4条 四万十町の文化的景観の保存並びに活用等に係る検討事項について、委員会の合議が必要と教育委員会が判断する場合は、教育委員会の招集により、委員会を開催する。

(審議内容)

第5条 委員会では次に掲げる事項について、調査・検討を行い審議する。

- (1) 景観の影響に配慮した各事業（公共事業等）における具体的工事工法等
- (2) 地域資源としての景観の利活用
- (3) 景観保全阻害要件が発生した場合の解決方法等
- (4) その他（教育委員会が必要と認めた案件）

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は教育委員会が指定した部局に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

令和 7 年度四万十町教育行政方針の策定について

令和 7 年度四万十町教育行政方針の策定について、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 7 号

令和 7 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について

令和 7 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うこと
について、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 9 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章